

地方税法第七百一条の三十四第三項第二十四号に規定する電気通信事業を営む者を指定する件（平成十六年総務省告示第四百九十七号）の一部を改正する告示 新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>東日本電信電話株式会社 西日本電信電話株式会社 KDDI株式会社</p> <p>ソフトバンクモバイル株式会社 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 フュージョン・コミュニケーションズ株式会社</p> <p>附 則</p> <p>1 この告示は、平成十六年四月一日以後に終了する事業年度分の事業に対して課すべき事業所税について適用する。</p> <p>2 平成元年自治省告示第六十八号（地方税法第七百一条の三十四第四項第二十八号に規定する第一種電気通信事業を営む者を指定する件）は、廃止する。</p>	<p>東日本電信電話株式会社 西日本電信電話株式会社 KDDI株式会社</p> <p>ソフトバンクテレコム株式会社 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 フュージョン・コミュニケーションズ株式会社</p> <p>附 則</p> <p>1 この告示は、平成十六年四月一日以後に終了する事業年度分の事業に対して課すべき事業所税について適用する。</p> <p>2 平成元年自治省告示第六十八号（地方税法第七百一条の三十四第四項第二十八号に規定する第一種電気通信事業を営む者を指定する件）は、廃止する。</p>